

産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWG（第1回）
（テーマ：大学改革・イノベーション）

議事次第

日時：平成26年10月21日
14:45～16:00
場所：合同庁舎4号館
共用第1214特別会議室

1. 開会
2. 今後の進め方について
3. 大学改革・イノベーションに関する本WGでの論点について
4. 運営費交付金と評価のあり方等について
5. 閉会

○配布資料：

資料1-1：橋本主査提出資料

資料1-2：橋本主査提出参考資料

資料2：国立大学法人運営費交付金の在り方、大学ガバナンス改革について
（文部科学省提出資料）

資料3：谷口 功 国立大学法人熊本大学長 提出資料

新陳代謝・イノベーションWG（大学改革・イノベーション）

検討すべき論点

平成 26 年 10 月 21 日

主査 橋本 和仁

1. 大学改革・イノベーションの議論の必要性

2014 年 10 月 10 日に開催された第 3 回実行実現点検会合（大学改革及びイノベーション）において、「日本再興戦略」改訂 2014 に盛り込まれた大学改革に関する施策については、国立大学改革プラン（2013 年 11 月）に掲げられた強み・特色を生かした国立大学法人の機能強化の議論の中で全体設計が行われるべきと指摘したところである。

既に文部科学省においては、国立大学改革プランに沿って改革が鋭意進められているところではあるが、平成 28 年度が国立大学法人の第 3 期中期目標期間がスタートする節目の年となること、本年 4 月に甘利経済財政担当大臣のイニシアティブで「我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略」が取りまとめられ、イノベーションの観点からの改革が強力に進められている時期に符合することからも、大学の機能強化については、こうした文脈をも踏まえ、イノベーションや地域活性化の観点など幅広い視点に立って改めて踏み込んだ検討を行うことが有意義であると考えられる。こうした認識に立って、第 3 回実行実現点検会合では、とりわけ文部科学省に対し、大学改革については、国立大学法人関係者や卓越した研究者、産業界や地域社会の関係者などの声を聴きつつ、大胆な改革構成をまとめ、来年度の法改正をも視野に入れて、来年央までに結論を得るべきと指摘したところである。

こうした指摘・会合での議論を踏まえ、甘利大臣からは、国立大学法人については、イノベーション・ナショナルシステムの構築に向け、「大学改革第 2 章」として、異次元の政策を講じるべく踏み込んだ議論を行うべきであり、WGに場を移して検討を行うべきとの指示が出された。

以上の経緯から、本WGでは、大学の機能強化をさらに強固に推し進めるために何が必要であるかを、法的措置の要否を含め、検討・議論することとする。

国立大学改革プランの進捗をも見据え、本年内に集中的に議論を行い（3回を予定）、来年 1 月には、「今後の基本的な考え方」を取りまとめることを目指す。

2. WGでの検討課題

国立大学法人化後10年が経過し、大学改革第2章の中心的方向性は、本格的な大学の機能分化であると思われる。現在、国立大学改革プランの中で、自主的・自律的な取組として、どちらかと言えば、緩やかな機能分化が進められているが、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学法人への転換を加速・促進するためには、機能分化のための法改正等の検討を行い、それぞれの役割やミッションを踏まえた国立大学の機能強化を徹底することが不可欠であると考えられる。即ち、①グローバルに競争する世界水準の研究大学、②地域拠点大学、③特定分野の国内拠点大学などが、それぞれの機能を最大化させる制度や環境を整備することが、大学が卓越知に基づく非連続的なイノベーションを生み出したたり、地域の未来構造を構想しリードしたりするといった「最大の成長エンジン」としての役割を十二分に果たすことにつながる。このような観点から、府省連携のもと以下の施策を実施・展開する必要がある。

(論点1) グローバルに競争する世界水準の研究大学の形成

世界と互角に渡り合う質・量両面にわたるリソースを持ち、ガバナンス改革など一定の要件を満たす世界水準の研究大学を「特定研究大学」として指定すべきではないか。

その際、世界トップ研究大学の経営者等の参画による厳格なグローバル評価や、教育研究の自由度、財政基盤の強化を図る規制緩和（例えば、大学院定員管理、余裕金の運営範囲拡大等）、ガバナンス強化（学外理事・監事、経営協議会学外委員の積極的活用による緊張感あるガバナンスの実現）などを図るための法的措置を検討すべきではないか。

また、特定研究大学を中心として、世界的に優位な分野や新たな知を創出する融合分野で国内外の優秀な学生、社会人を呼び込む博士課程コース（「卓越大学院」）の形成を図ることが必要ではないか。卓越大学院においては、全教員の国際公募・年俸制、企業との連携によるPBL、グローバル評価が行われることが求められるのではないか。また、極めて優秀な若手研究者が自律的に創造的な研究を進めることができるような仕組みを検討すべきではないか。

(論点2) 地域イノベーションの参謀となる拠点大学の形成

地方自治体、企業や大学との人事交流・クロスアポイントメント、PM（プログラスマネージャー）、URA（ユニバーシティリサーチアドミニストレータ）等を配置した戦略室の設置、文科省・経産省・総務省など関係府省の協働体制の仕組みを構築しつつ、地域のイノベーション創出の参謀機能を強化

した拠点大学を形成すべきではないか。その際、地域社会の未来構造を創造し、それをリードする力量や成果に着目した評価とそれに応じた運営費交付金の安定的措置が必要ではないか。

（論点3） 類型ごとの評価指標の確立

国立大学法人の評価については、3 類型の機能強化の方向性を踏まえ、以下のような形で行われるべきではないか。その評価軸は可能な限り定量的、客観的な評価指標として設定されるべきであり、各大学の努力や成果の違いが「可視化」されるような指標が設定されることが、大学間の競争・切磋琢磨を促進する上で重要ではないか。また、評価プロセスの透明性の向上を含め、より国民にわかりやすい形で評価結果が公表されることが必要ではないか。

① 世界最高水準の研究大学にかかる評価指標

世界最高水準の研究大学を目指す大学は、国内の他大学との比較評価だけでなく、グローバルトップ大学のパフォーマンスとの比較でも評価がされる高いハードルを課すべきではないか。そのための客観的指標（英語論文数、ベンチャー創出数などの成果指標に加え、外国からの研究者の招聘、海外からの留学生の受入数、クロスアポイント導入数（その成果実績などを含む）等）が適切に設定されるべきではないか。その際、ガバナンスについても、学長選考会議や経営協議会等への海外トップ大学関係者の参画、事務局体制の整備（専門スタッフの配置、学外理事・監事の支援体制など）等もグローバルトップ大学の基準で求められ、同時に、大学の評価についても、海外の研究大学等の関係者の参画による厳格なグローバル評価を導入すべきではないか。

② 地域活性化の中核的拠点を目指す大学にかかる評価指標

同様に、地域活性化の中核的拠点を目指す大学については、中核的拠点としての役割を目指すためにどのような取組を行っているか、地域の関係機関との連携を強化するためにどのような取組を行っているか、ネットワークの結節点としてどのような仕掛けを構築しているか等のほか、地域活性化に資する具体的な成果・実績をどれだけあげているかなども評価の中に組み込まれるべきではないか。

（論点4） 運営費交付金と評価に関する一体改革

評価プロセスの透明性の確保は、評価結果がどのように活用されたかを「見える化」することまでを含むものであろう。客観的指標に基づく評価の結果が、国立大学法人の運営費交付金の配分やその他の大学法人関連の補助金の配分にどのように反映されるのか、そのルールを明確にすることによって初めて各大学法人が本気で改革等に取り組むことになる。毎年 of 交付金・補助

金の配分を決める短期的なルールとともに、中期目標期間を総体的に評価する、より中期の配分ルールなど、短中期の評価を組み合わせる手法を含め、評価と交付金等の配分ルールとの関係を明確にすることが、評価の仕組みを意味ある仕組みとする上で不可欠である。いずれにせよ、改革の度合いに応じて、その評価を踏まえ、大学間及び大学内でメリハリのある配分が可能となる仕組みを設計することが必要である。

（論点 5）競争的資金の改革

国立大学法人については、上記の観点から、機能分化・評価を徹底し、運営費交付金等の配分ルールにも厳格なルールを適用することになるが、その際、運営費交付金とともに大学を資金面でサポートする競争的資金についても学際・融合分野研究の推進や人材育成強化等の必要性から一体的に改革することが必要ではないか。

具体的には、研究大学における年俸制やクロスアポイントの導入拡大による財源の多元化を図るとともに、①科研費の大括り化や融合分野研究・国際共同ネットワークの強化、戦略的競争的創造研究事業への円滑な展開、②科研費の評価機能の積極的活用・成果の可視化、③競争的資金全体の基礎から応用・実用までのシームレス化、④間接経費の在り方の見直し、直接経費の使途の柔軟化、競争的資金の使い勝手の改善、等の競争的資金改革を大学改革と一体的に行うべきではないか。

（論点 6） 大学共同利用機関や附置研究所等の研究拠点改革

これまで学術研究ネットワークの要として機能してきた大学共同利用機関や附置研究所等の研究拠点については、全国的な観点からの学術研究上の現代的意義を踏まえた機能強化の観点からそれぞれのミッションを再定義し、大学改革と一体的に研究拠点改革を進めるべきではないか。

（論点 7） 地域オープン・イノベーション機能の強化のための仕掛けの検討

地域の中核となる地域拠点大学の機能強化については論点 2 で言及したが、地域のイノベーション創出機能の強化は、大学の機能強化という視点にとどまらず、より幅広い視点から検討が進められるべきである。即ち、大学のみならず、研究機関、公設試等のそれぞれの機関の機能強化・競争力強化も求められる。その上で、大学、研究機関、公設試、地場企業、自治体等を、地域内及び地域を越えて結び付けるネットワーク機能を強化することが必要ではないか。

その際、これまでの地域活性化の政府の各種の取組（知的クラスター、産業クラスター政策等）の教訓や反省点をも踏まえ、地域に閉じた個々の研究室と個々の企業の連携といった点と点の関係ではなく、関係府省の連携のも

と地域外の技術を活用する等広域的な連携が柔軟に図られるように、技術や事業化、販路開拓の目利き・専門家がどのように地域に入り、ネットワークを構築するのか、大学、研究機関、公設試、地場企業、自治体等のそれぞれの役割について、地方の実情に応じて細かく検討・設計すべきではないか。大学や研究機関等をクロスアポイント制度でつなぐことや有能なプロジェクト・マネージャーその他の目利き人材を確保することなどにより、地域のオープン・イノベーションが推進される仕組みとすることを検討すべきではないか。

3. スケジュール

2. が本WGでの主要な検討項目である。本検討項目については、以下のスケジュールで検討を進めることを想定している。

10月21日 第1回WG（大学改革・イノベーション）
運営費交付金と評価のあり方等

11月中旬 第2回WG（大学改革・イノベーション）
・研究大学のあり方、地域大学のあり方
・地域イノベーション力の強化のための具体的な仕掛け

12月中旬 第3回WG（大学改革・イノベーション）
上記検討を踏まえた文部科学省からの大学改革の方向性についての報告

（来年1月 第4回WG（大学改革・イノベーション）※必要に応じて開催）

「今後の基本的な考え方」のとりまとめ

その後 関係府省での検討・進捗状況の報告

イノベーション・ナショナルシステムの構築に向けて

着手

司令塔機能の強化 (総合科学技術・イノベーション会議)

○SIPの創設(各省に対する総合調整機能の強化)

○産業界の活力の活用(構成メンバーの見直し)

(技術シーズ)

(実用化・産業化)

我が国全体で持続的なイノベーションを生み出す基盤を創出

今後の中心的な検討課題

更なる大学改革

(イノベーション・地域創生を支えるエンジン)

- 運営費交付金と評価の一体改革
- 競争的資金改革
- 世界で競う研究大学づくり
- 地域の参謀となる拠点大学づくり等

★「国立大学改革プラン」による一部着手
(年棒制・クロスアポイント等)

★H28年度から始まる「国立大学法人中期
目標期間」、「第5期科学技術基本計画」を見据
えて更に改革を加速化

着手

研究開発法人改革

○橋渡し機能の強化

(技術シーズを実用化・産業化につなぐ)

- ・産総研、NEDOで先行的取組
- ・クロスアポイントの導入

○研究開発法人制度の確立

(研究開発成果の最大化をミッション)

- ・研究開発法人制度
- ・研究開発力強化法改正
- ・特定国立研究開発法人(仮称)の制度化

産業界

(大企業・ベンチャー・
中堅・中小企業)

- 産学共同研究
- 研究人材交流
- 博士採用

7/30

大学改革を取り巻く課題

自らの強み・特色の特定 → 機能分化の徹底

- 国立大学法人制への移行以降(平成16年4月)、予算・人事等の裁量権拡大、学外者の経営参画、学長リーダーシップの確立等の取組を進めてきた国立大学は、グローバル競争の激化及び人口減少下における地域経済の停滞などの環境変化の中で、自らの強み・特色を明確にし、それを生かした競争力の強化、高付加価値化に取り組んでいるのが現状(平成25年11月国立大学改革プラン)。
- イノベーション・ナショナルシステム構築の観点からは、大学の知・イノベーション創出機能(人材育成含む)を抜本的に強化し、世界トップレベルに伍していける研究大学の創出が課題。同時に、地方創生、地域活性化の観点からは、地域の拠点となる大学も必要。こうした要請に応えるため、**国立大学の機能分化のさらなる徹底**が必要。
- 合わせて、**大学を核として地域イノベーションを創出する仕組み**が必要。

改革する大学への重点支援 → 運営費交付金と評価に関する一体改革

- 国立大学改革プランの中で運営費交付金の配分ルールと評価のあり方が検討されている。
- イノベーション・ナショナルシステムの強化の仕組みをビルトインする観点からは、自らの特色・強みを最大限発揮できる資源配分の最適化(恒常的な組織見直しを含む)や人材育成(優秀な若手研究者や外国研究者の登用を含む)等に取り組む大学をしっかりと**評価**し(客観的指標、KPIの活用)、その**評価結果を運営費交付金配分に反映するルール**が必要。
- 合わせて、**優秀な若手研究者**が大学、研究機関を越えて活躍できる仕組み(人事システム等)が必要。

運営費交付金と競争的資金で大学の教育研究を支える「デュアルサポートシステム」の再生 → 運営費交付金と競争的資金等の一体改革

- 競争的資金改革についても、総合科学技術・イノベーション会議で制度の在り方の検討がされる予定。
- 運営費交付金とともに大学の教育研究を支える役割の一翼を担う**競争的資金**についても、イノベーション創出機能・人材育成の強化の観点から、従来型の縦割分野の研究に加え融合**8/30**野の研究の重点支援や、基礎から実用化までのシームレスな研究への重点支援、等を行うことが必要。

イノベーションと地方創生を支える大学改革(方向性)

<国立大学法人化10年の今、大学改革第2章は本格的な大学の機能分化>

- ①グローバルで競争する世界水準の研究大学(東大、京大等)
- ②特定分野の国内拠点大学(山形大の有機EL、信州大の繊維等)、地域の大学に所属する研究者ネットワーク・共同研究拠点(ナノテク、物質・デバイス領域等)
- ③地域拠点大学(地域の参謀機能)

アベノミクス
三本目の矢

成長戦略

- ①岩盤規制の打破
- ②イノベーションの創出

大学は最大の
成長エンジン

ローカル・
アベノミクス
(地方創生)

地域の未来構
造を構想し、支
えるのは大学

③グローバルで競争する世界水準の研究大学づくり

- **特定研究大学制度(仮称)の創設**
ガバナンス、教育研究の卓越性・グローバル化など一定の要件を満たす世界水準の研究大学を「特定研究大学」として指定
(国立大学法人法など法的位置づけを検討)
 - 世界トップ研究大学の経営者等の参画による厳格なグローバル評価
 - 教育研究の自由度、財務基盤の強化を図る規制緩和(例えば、大学院定員管理、余裕金の運用範囲拡大等)
 - ガバナンス強化(学外理事・監事、経営協議会学外委員の積極的活用等)
- **卓越大学院の形成**
 - 世界的に優位な分野や新たな知を創出する融合分野で国内外の優秀な学生、社会人を呼び込む博士課程コースの形成促進(全教員の国際公募・年俸制、企業との連携によるPBL、グローバル評価の実施)
- 附置研究所、共同利用研究所等のミッションの再定義と組織再編

④地域イノベーションの参謀となる拠点大学づくり

- **地域との結びつきに着目した評価とそれに伴った運営費交付金の安定的措置**
- **地域のイノベーション創出の参謀機能の強化**
 - 地方自治体、企業と大学の人事交流、クロスアポイント(経営幹部を含む) PM、URA等を配置した戦略室

- **地域イノベーションを創出する仕組み(地域クラスターの再構築等)**

①運営費交付金と評価に関する一体改革

- **機能の区分に応じた運営費交付金の重点配分ルール**
- **改革の度合いに応じた予算の再配分の仕組み強化**(学内資源の再配分の強化、組織再編を促す)
- 教育、研究・イノベーション、地域貢献等の客観的指標の整備とKPIによる資源の重点配分・評価への活用

②運営費交付金と競争的資金等の一体改革

- **年俸制・クロスアポイントの導入拡大による財源の多元化**
- **競争的資金改革**
 - 科研費の大括り化や融合分野研究・国際共同ネットワークの強化、戦略的競争的創造研究事業への円滑な展開
 - 科研費の評価機能の積極的活用、成果(技術シーズの宝庫)の可視化(DB化)
 - 競争的資金の基礎から応用・実用までのシームレス化(手続きの標準化、競争的資金マップの作成)
 - 間接経費の増額(獲得額に応じた柔軟化)、直接経費の人員費充当可能化
- **寄付税制の改善(税額控除等)**
- **優秀な若手が大学、研究機関を越えて活躍できる人事システムの構築**

9/30

国立大学法人運営費交付金の在り方、 大学ガバナンス改革について

平成26年10月21日



「国立大学改革プラン」に基づく国立大学改革

- 第3期中期目標期間(平成28年度～)においては、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学を目指す。
- 国立大学が社会の期待にスピード感を持って目に見える形で応えるため、「社会の変化に対応できる教育研究組織づくり」「国際水準の教育研究の展開、積極的な留学生支援」「大学発ベンチャー支援、理工系人材の戦略的育成」「人事・給与システムの弾力化」「ガバナンス機能の強化」を推進。
- 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し抜本的に見直す。

各大学の機能強化の方向性

◆世界最高水準の教育研究の展開拠点

- ・ 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点の形成
- ・ 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

◆全国的な教育研究拠点

- ・ 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点の形成
- ・ 世界に開かれた教育拠点の形成
- ・ アジアをリードする技術者養成

◆地域活性化の中核的拠点

- ・ 地域のニーズに応じた人材育成拠点の形成
- ・ 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する地域活性化機関

運営費交付金による改革に向けた取組

- 国立大学改革プランにおいて、第3期中期目標期間(平成28年度から)に各大学が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学を目指している。
- 第3期中期目標期間には、運営費交付金の在り方の抜本的な見直しにより、各学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な「組織力」を高めるために必要となる「資源再配分」の実施や教育研究組織や社会的なニーズを的確に把握・分析する仕組みや組織づくりなどの取組を行っていくことにより、自主的・自律的かつ永続的な改革を進めていく必要。

参考:国立大学改革プラン(平成25年11月)抜粋

6. (1) 社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- ・ ミッションを踏まえ、学部・研究科等を越えた学内資源配分(予算、人材や施設・スペース等)の最適化、大学の枠を越えた連携、人材養成機能強化等の改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、国立大学法人運営費交付金等により重点支援

6. (4) 人事・給与システムの弾力化

- ・ 年俸制の導入等を条件化

7. 自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- ・ 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直す
- ・ その際、改革加速期間中(平成25～27年度)の取組の成果をもとに、
 - ・ 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
 - ・ 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

運営費交付金等による改革に向けた取組状況①

- 平成26年度予算から、これまでの各部署・教員個人によるプロジェクトとして、各大学それぞれの教育研究ニーズに応じた取組への支援から、国の政策の方向性や学長の改革構想に基づく、各大学の強み、特色を活かした機能強化を支援する方向に転換。運営費交付金において18大学に対して重点配分するとともに、年俸制導入促進費を創設し、人事・給与システムの改革を支援。

【機能強化を推進する改革構想例】

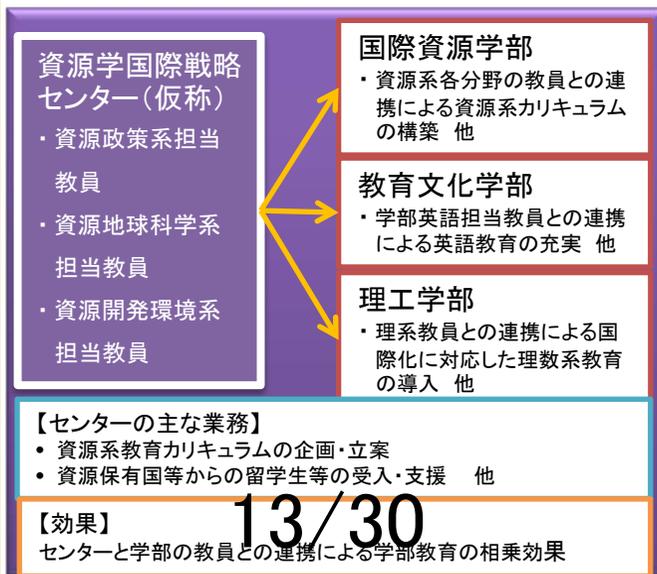
京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者をハーバード大学やオックスフォード大学等から招聘し、国際連携スーパーグローバルコースを構築。院生への研究指導を通じて世界と競う人材を育成。



秋田大学

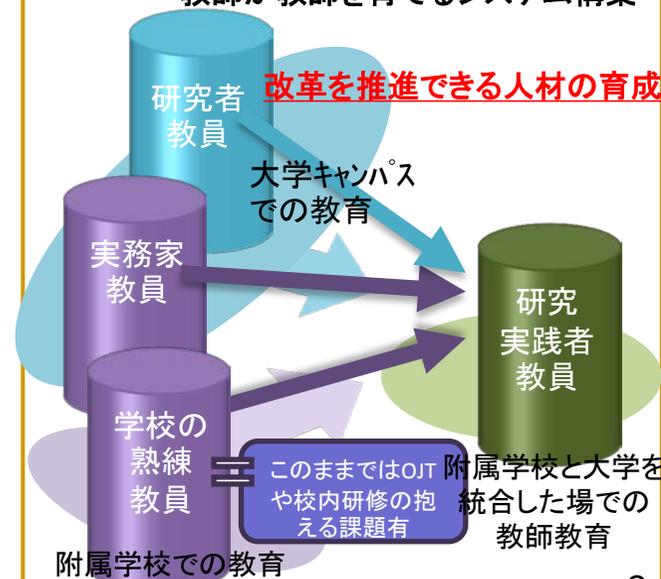
鉱山学部の蓄積を活かした国際資源学部を中心に、国内外の資源に関わる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた全学的な組織再編成による人的資源を再配置。



福井大学

教職大学院を附属学校に置き大学ではなく附属学校を拠点校として教師教育を展開。拠点校に教職大学院の教員が出向き教育実践を行うことで、福井県全8,000人の教員の資質向上に寄与。

教師が教師を育てるシステム構築



運営費交付金等による改革に向けた取組状況②

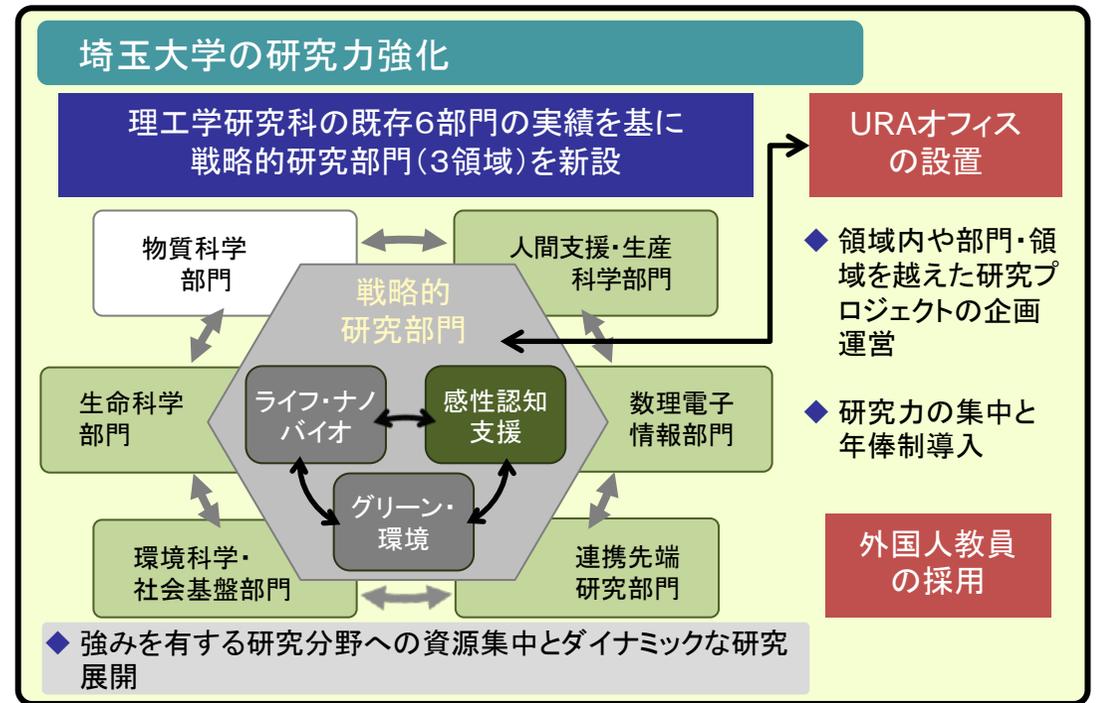
- また、「ミッションの再定義」で明らかにされた各国立大学の有する強みや特色、社会的役割を中心に第3期中期目標期間を見据えた改革構想をさらに加速化する重点支援として、「国立大学改革強化推進補助金」において7大学(平成25年度)を採択。

【国立大学改革強化推進補助金による大学の重点支援例】

埼玉大学

学部の枠を越えた再編・連携による大学改革

ミッションの再定義において、特定した大学としての強みや特色をさらに伸ばすために、全学的に資源の戦略的再配分を行い、ライフ・ナノバイオ、グリーン・環境、感性認知支援等、強みを有する研究分野への資源集中により研究力強化を図る。また理工系人材育成の量的・質的強化とともに、人文社会系人材育成の質的強化及び教員養成の質的強化に向けた組織再編により教育研究機能を強化する。



→ これらの取組を通じて、大学の強み・特色を生かした改革に取り組む大学を支援

<運営費交付金の配分の在り方の見直し>

○運営費交付金の配分方法等の仕組み

- 各大学等における強み・特色の一層の伸長や機能強化の方向性(世界最高水準の教育研究を展開する拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等)に応じたきめ細かい支援の在り方(重点配分のルールなど)
- 教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境のルール化 など

○予算配分に反映するための評価等(評価に基づくメリハリある配分など)

- 各大学等が指向する機能強化の方向性等に即したきめ細かい評価指標の設定 など

→ 第3期中期目標期間における運営費交付金の在り方については、文部科学省に有識者会議を10月中に設置し検討を行い、平成27年年央までに一定の結論を得る。

大学ガバナンス改革について①

基本的な考え方・経緯

- 各大学が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築が不可欠。
- 中央教育審議会大学分科会におけるとりまとめにおいても、
 - ・ 大学ガバナンスを整理する上で、ステークホルダーとの関係、権限と責任の明確化など、「コーポレート・ガバナンス」の考え方が参考となる点については、積極的に取り入れることが望ましい。
 - ・ 一方で、大学制度が、構成員自治に基づく自律的運営を基礎とし、また、学問の多様性・継続性を維持すべき社会的な使命を負うなど、営利を追求する「コーポレート・ガバナンス」とは本質的に異なる点も多いことに留意する必要がある。等、「コーポレート・ガバナンス」と大学のガバナンスの関係についての議論が反映されたところ。
- こうした考え方に基づき、本年2月の中央教育審議会大学分科会審議とりまとめを踏まえ、第186回通常国会において、学長の補佐体制の強化や教授会の役割の明確化、国立大学の学長選考の透明化等を図るため、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正を行ったところ。
(施行：平成27年4月1日)
- その上で、文部科学大臣決定に基づき「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」を開催し、「大学が果たすべき社会的責任」、「権限と責任の一致」、「大学の自治の尊重」等、法律改正の基本的な考え方を明らかにしつつ、~~16/30~~各大学が今回の法律改正に当たって留意すべき事項等を各大学に周知している。

主な改正事項

1. 学校教育法の改正

✓ 副学長の権限を拡充

(「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ことを規定)

→学長の指示を受けた範囲の校務については、副学長も学長同様の責任を持ち、学長に代わって教授会から意見を聴いたり、校務を処理することを可能とし、学長の補佐体制を強化。

✓ 教授会の役割を明確化

教授会は

- ・ 「教育研究に関する事項」について審議する機関であること
- ・ 決定権者である学長に対して、「意見を述べる」関係にあること

を法律上明記

→学長が大学における最終的な決定権者であることを明らかにするとともに、教授会が本来果たすべき役割を明確化。学長のリーダーシップ、大学運営における権限と責任の一致を確立。

2. 国立大学法人法の改正

✓ 学長選考会議の主体的選考を促進

- （ 国立大学法人の学長選考に関し、
・ 学長選考会議による学長選考の基準の策定
・ 学長選考の基準、学長選考の結果・理由・過程の公表 ）

→学外者を含む学長選考会議自らが、それぞれの大学のミッションを見通した上で、求めるべき学長像を明確に示した基準を定め、基準に基づく選考を行うこととすることで、大学のミッションや社会のニーズに照らした、よりふさわしい候補者の選定を促進。

→あわせて、学長選考会議が、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うことを、各大学宛に通知し、学長の業務執行に当たっての責任を確保する体制を構築。

✓ 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

→国立大学における社会との接点や経営的観点の重要性が一層増していることに対応し、経営協議会の学外委員が、その専門性や社会的背景を活かして、より主導的かつ積極的に審議に参画。

学外の有識者の意見を運営に適切に反映させつつ、社会や地域の多様なニーズを的確に反映した大学経営を確保。

→あわせて、学外委員の意見がより適切に審議に反映されるよう、運営の在り方についても見直し。

各大学においては、法改正の内容を踏まえ、内部規則等の総点検・見直しを実施。

大学ガバナンス改革について④

3. 監事機能の強化等(独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正)

→国立大学法人の監事について、独立行政法人と同様、以下の事項を新たに規定。

- ✓ 監査報告の作成義務
- ✓ 役職員や子法人への調査権限
- ✓ 法人から文部科学大臣へ提出される書類の調査義務
- ✓ 役員による法令違反・不正についての学長及び文部科学大臣への報告義務
- ✓ 監事の任期を現行の2年から4年に延長
- ✓ 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を役員が発見した際の監事への報告義務

4. 附則関係

今回の法律改正により、大学のガバナンスは相当程度改善するものと認識。国立大学については、今後の社会経済情勢のさらなる変化を考慮すれば、制度改正の実施状況なども踏まえて、今後、一層の制度改善の検討が必要と考えられる。

このため、改正法附則の規定に従い、学長選考会議の構成その他国立大学のガバナンスに関する制度について、法律の施行後、今回の改正法の状況を十分に勘案した上で検討を行うこととしている。

→「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」において今後検討

参考資料

「国立大学改革プラン」の進捗状況①

改革加速期間中の機能強化の取組	進捗状況
<p>1. 社会の変化に対応できる教育研究組織づくり</p> <p>○ <u>各大学の強み・特色・社会的役割(ミッション)を整理・公表</u></p> <p>○ <u>学部・研究科を越えた学内資源配分の最適化等を実施する大学に対し、国立大学法人運営費交付金等により重点支援</u> (改革加速期間中に各大学への改革の取組への配分及び影響額を3～4割に)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆ 2015年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額を3～4割とすることを目指す。</p> </div> <p>○ <u>国立大学法人評価委員会の体制を平成25年度中に強化</u></p>	<p>● <u>本年3月までに整理・公表済。</u></p> <p>● 【国立大学法人運営費交付金】 本年度予算において、機能強化を推進する<u>18大学に対して重点配分を実施。</u> 【国立大学改革強化推進補助金】 <u>昨年度新たに7大学を採択。今年度分は配分先を最終調整中。</u> →配分終了後、各大学への改革の取組への配分及び影響額について算出。</p> <p>● 本年2月に<u>委員を増員(23名→27名)</u>。産業界からの人材を含む多様な人材を確保。</p>
<p>2. 国際水準の教育研究の展開</p> <p>○ <u>国際化を断行する大学を重点的に支援し、スーパーグローバル大学を創設。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆ 今後10年間(2023年まで)で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す。</p> </div>	<p>● 本年9月に「<u>スーパーグローバル大学創成支援</u>」採択構想を決定。タイプA(トップ型)について、国立大学11校、タイプB(グローバル化牽引型)について国立大学10校を採択。</p>

21

30

「国立大学改革プラン」の進捗状況②

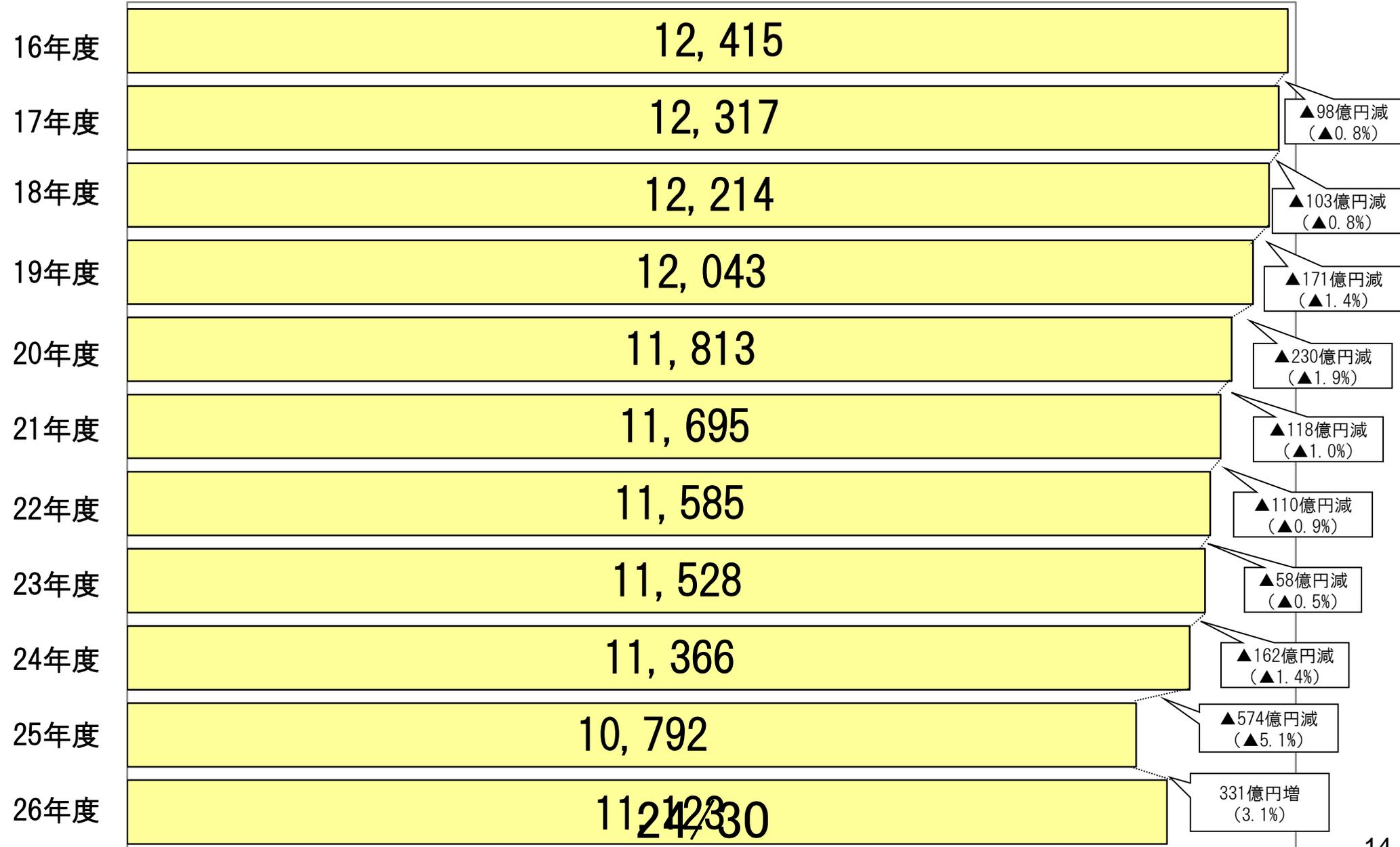
改革加速期間中の機能強化の取組	進捗状況
<p>3. 積極的な留学生支援</p> <p>○<u>日本人学生等の海外留学をきめ細かく支援する官民が協力した新たな制度を創設。</u></p> <p>◆2020年までに海外への大学生等の留学を6万人から12万人へ倍増</p> <p>○<u>各大学の特色にあわせた重点地域等を設定し、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを実現。</u></p> <p>◆2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増</p>	<p>●民間資金を活用した海外留学支援制度「<u>トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム</u>」を創設。第1期生として106校、323人を選抜し、本年8月以降、順次海外留学を開始。第2期生についても、10月に募集し(500名採用予定)、平成27年4月以降、海外留学開始予定。</p> <p>●昨年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受け入れ戦略」を取りまとめ、優秀な<u>外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を設定。</u></p>
<p>4. 大学発ベンチャー支援、理工系人材の戦略的育成</p> <p>○<u>国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする。</u></p> <p>◆10年(2023年まで)で20以上の大学発新産業創出を目指す。</p> <p>○「理工系人材育成戦略」(仮称)を策定。</p>	<p>●産業競争力強化法において国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする制度を創設。<u>阪大及び京大からの、大学発ベンチャー支援会社の設立に係る計画を認定済。</u>今後、順次事業開始の予定。</p> <p>●初等中等教育段階の取組から高等教育段階の教育研究機能の活用まで横断的に検討を実施。早期の策定に向け最終調整中。</p>

「国立大学改革プラン」の進捗状況③

改革加速期間中の機能強化の取組	進捗状況
<p>5. 人事・給与システムの弾力化</p> <p>○運営費交付金について、必要額を確保した上で、退職手当にかかる配分方法の見直し等を図りつつ、人事・給与システム弾力化を加速（<u>改革加速期間中に1万人規模で年俸制・混合給与を導入</u>）。各大学において、適切な業績評価体制を確立。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆年俸制又は混合給与対象者を、2014年度は6,000人、2015年度は1万人規模とすることを目指す。</p> </div> <p>○シニア教員から若手・外国人へのポスト振替等を進め、<u>改革加速期間中に1,500人分の常勤ポストを政策的に確保</u>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆3年間(2016年まで)で1,500人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示を目指す。</p> </div>	<p>●<u>国立大学法人運営費交付金において、年俸制導入促進費を創設</u>。現在、各大学において年俸制創設に向けた制度設計等を検討中であり、準備ができた大学から順次経費の支援を実施(本年11月に、各大学の状況を取りまとめる予定)。</p> <p>●年俸制等の促進により、<u>若手・外国人研究者に対する教育研究環境整備も含め、支援</u>(本年11月に、各大学の状況を取りまとめる予定)。</p>
<p>6. ガバナンス改革</p> <p>○教授会の役割の明確化等、中央教育審議会の検討結果を踏まえて、<u>所要の制度改正や支援</u>を実施。</p>	<p>●大学のガバナンス改革を推進するため、<u>本年6月に、学校教育法及び国立大学法人法を改正</u>。法改正を受け、各大学において内規の見直し・総点検に着手。</p>

国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)



国立大学等の機能強化を推進する改革構想（平成26年度からの取組）

世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

北海道大学

北海道大学の強みを集約した総長直下の教育研究組織に**海外から一線級教育研究ユニットを誘致**し、先端的国際共同研究により生み出される実績をもとに、新学院「**量子医理工学**院」及び「**国際感染症学院**」を設置

筑波大学

国際的通用性のある**教育システム(学位プログラム制・日本版チューニング・企業や外国の大学との学位プログラムの実施)**を構築し、大学のグローバル化を推進

東京農工大学

「**グローバルイノベーション研究院**」の設置やグローバル教育制度(英語による教育や全学生の海外経験支援等)の創設により、**国際理系グローバルイノベーション人材の養成を推進**

京都工芸繊維大学

世界ランキング15位に選出された実績等を踏まえ、**建築・デザイン分野**で海外一線級の**スタンフォード大学等からの研究者招へい**や**海外拠点整備**等により機能を強化

秋田大学

鉱山学部の蓄積を活かした**国際資源学部**を中心に、**国内外の資源に関わる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成**を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた**全学的な組織再編成**による人的資源を再配置

東京工業大学

「**世界標準の教育**」を保証するため、**世界トップクラスの大学のカリキュラムに対応した教育システムへの転換**を図る。MIT等の海外トップ大学から研究者等を招へいし、**世界の理工系人材の交流の拠点化**を推進

東北大学

東北大学の強みである**スピントロニクス分野にシカゴ大学**や**ミュンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招へい**し、**国際共同大学院**を構築

東京大学

東京大学のグローバル化を飛躍的に加速するため、世界から人材の集う「**知の拠点**」**国際高等研究所**を形成し、**カリフォルニア大学バークレイ校等から世界レベルの研究者を招へい**。最先端国際共同研究の成果を教育へ転用

名古屋大学

四半世紀にわたるアジア法整備支援の蓄積を踏まえ、**アジア各国の大学の協力**を得て、**法学等のアジアキャンパスを設置**。各国の**専門家・政府高官に博士号を授与**する環境を整備

大阪大学

認知脳システム学や光量子科学等について、**カリフォルニア工科大学**や**フランス国立科学研究センター**から世界トップクラスの研究者を招へいし、**国際的研究者が集う拠点を形成**

群馬大学

全学教員ポストを学長のリーダーシップで再配置可能な組織としたうえで、**重粒子線治療の強みを活かした総合腫瘍学等**に関する教育研究拠点を**海外研究機関から研究者を招へい**して形成

東京医科歯科大学

海外拠点地域にある**チリ大学、チュラロンコン大学等とジョイントディグリーコースを設置**し、国際性豊かな医療人の養成を推進するとともに、世界競争力の強化及び**日本式医療技術の国際展開**に貢献

京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者を**ハーバード大学やオックスフォード大学等から招へい**し、国際連携**スーパーグローバルコース(仮称)**を構築。大学院生への研究指導を通じて**世界と競う人材を育成**

九州大学

国際コースの拡充や**新規採用教員の5年間英語講義**提供の必須化などの展開を見据えつつ、**欧米の大学(リース大学等)との連携**による「**国際教養学部(仮称)**」を設置

各分野における抜本的機能強化

福島大学

福島の復興・再生・発展のために、環境放射能研究所を**環境放射能の動態と影響を解明する先端研究拠点**として機能を強化し、新たに5部門13研究分野を設置して研究機能及び研究拠点としての運営力を強化

福井大学

教職大学院を**附属学校に置き、外資だけでなく附属学校を拠点校として教師教育を展開**。拠点校に**附属大学院の教員**が出向き教育実践を行うことで、**福井県全8,000人の教員の資質向上**に寄与

一橋大学

学士課程プログラムの改革を推進し、新入生全員を対象とした短期語学留学を必修化するとともに、**チューニングによるカリキュラム調整などにより大学教育の国際的な互換基盤を整備**。学位の国際通用性向上を図ることによりスマートで強靱なグローバルリーダーを育成

長崎大学

世界トップレベルの**ロンドン大学等と連携した熱帯医学GH(グローバルヘルス)校を創設**。ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化し、WHO等国際機関における**熱帯医学・グローバルヘルス専門家**を育成

国立大学改革強化推進補助金(平成25年度採択)

No.	大学名	事業名	事業概要
1	北海道教育大学	教員養成の質の向上を図るための教育学部の抜本的組織改革	課題解決型授業の実施、ステークホルダーの声を踏まえた授業評価及び教育課程評価や全ての教員が学校現場を経験することやテニユアトラック制の導入等により、教員の質の向上を図り、実践的指導力の強化を目指した教員養成の抜本的改革を行う。また、ガバナンス改革を進めるとともに、新学科については企業等から実務家教員の採用等を図り、国際性、創造性を有し、地域を活性化・再生しうる人材の養成を行う。
2	埼玉大学	学部を越えた再編・連携による大学改革 ～ミッションの再定義に基づく研究力と人材育成の強化～	ミッションの再定義において、特定した大学としての強みや特色をさらに伸ばすために、全学的に資源の戦略的再配分を行い、ライフ・ナノバイオ、グリーン・環境、感性認知支援等、強みを有する研究分野への資源集中により研究力強化を図る。また理工系人材育成の量的・質的強化とともに、人文社会系人材育成の質的強化及び教員養成の質的強化に向けた組織再編により教育研究機能を強化する。
3	千葉大学	次世代対応型医療人育成と「治療学」創成のための亥鼻キャンパス高機能化構想	国立大学唯一の医療系3学部(医学・薬学・看護学)と附属病院が結集した亥鼻キャンパスにおいて、学内資源の再配分により、未来医療教育研究機構を司令塔として、医療イノベーション創出とグローバル化に対応するための教育研究組織改革及びガバナンス改革を強力に加速し、次世代の多様なニーズに応える医療人育成機能強化を果たすとともに、全学に改革を展開する。
4	横浜国立大学	世界の持続的発展に資する「リスク共生学」に基づく教育研究拠点の形成	都市イノベーション、安全工学、環境リスク等、これまでの強みを結集し、横断的に「リスク共生学」分野として創設し、グローバル社会が直面するリスク等の課題に対応する先端的研究を行う世界的拠点を構築する。また、その成果を踏まえた分野横断型の新学部を学長裁量ポストの活用その他、学内資源の再配分により設置し、我が国の課題である世界の持続的発展に資する理工系グローバルリーダーを養成する。
5	静岡大学	全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化 ーターゲット・アジア人材育成拠点の構築ー	グローバルに活躍し経済社会の変革を担うイノベーション人材の育成機能の強化を目的に、地元企業等と連携するアジア人材育成拠点と全学教育マネジメント体制の構築、教育研究組織の柔軟な編成と運営を可能にする教育組織と教員所属組織の分離、人材育成に係る強みと特色をいかした人材資源の再配分による全学的な教育研究組織の再編成に取り組む。
6	九州工業大学	社会と協働する教育研究のインタラクティブ化加速パッケージ ～技術者のグローバル・コンピテンシー獲得へ～	社会が求める技術者のグローバル・コンピテンシー(GCE)の策定・可視化及び国際通用性のある人材養成のための教育プログラムを構築し、アクティブ・ラーニング、グローバル化対応教育を強化する。重点的な教員配置により環境関連工学等の強みをいかした大学院改組の実施とともにガバナンス改革に取り組み、海外教育研究拠点強化等による共同研究・協働教育のグローバル化を加速する。
7	政策研究大学院大学	諸外国の研究大学とアカデミアの知識戦略及びガバナンス戦略の分析に基づく大学改革のリーディングモデルの実践	公共政策大学院大学のリーディングモデルとして、機能強化の取組を進めるため、諸外国のトップスクールのガバナンス戦略等について調査分析を行うとともにその体系化を図り、改革の実現に向けた中長期戦略、具体的なマネジメントを提言する。また、その成果等を活用し、教育プログラムの再編・組織見直しやガバナンス改革を実践するとともに、アジア公共政策教育研究コンソーシアムを構築する。

27/30

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

本法律の成立を受けた「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」が、平成26年8月29日に公布(平成27年4月1日施行)。同日、改正法及び改正省令に関する施行通知を发出。

28/30

産業競争力会議（新陳代謝・イノベーションWG）資料

平成26年10月21日

谷口 功（熊本大学長）

運営費交付金と評価のあり方等について

大学における人材育成と研究の活性化のために：

評価に基づく基盤的経費と競争的資金のバランスある配分が必要

○各国立大学の機能に応じた配分ルールの必要性

1) 地域の拠点大学への安定的な配分への配慮が必要

地域の活性化に対する国立大学の役割は極めて大きい

（熊本都市戦略会議／熊本ダボス会議 地域連携・COC事業など

大学が中心になり、県、市、産業界、商工会等と連携）

地域のオピニオンリーダー／シンクタンク／コーディネーターは

もとより、地域を世界に繋ぐ役割を果たしている

2) （研究大学においては）国際的な視野で外部資金獲得を評価が必要

研究活動の質と量を（国際的な視野で）評価した上で支援レベルを決定

地域の大学も国際的な先端研究を持っている（我が国の潜在的な研究力）

3) 各大学の機能に応じた評価と配分

特に、チャレンジングな目標とその挑戦を評価（低い目標の達成度の評価ではなく、高い目標への挑戦とその成果を評価）

○ 国立大学における学内の資源配分

（運営費、競争的資金、本部と部局）の実例（熊本大学の一例の紹介）

1) 運営費交付金：～160億円（予算規模～510億円の約30%弱）

（附属病院の予算～250億円／授業料等～50億円）

人件費：110億円（180億円の内：病院経費等で補充）：

教育研究費：～30億）

2) 競争的（外部）資金（約64億円／年： 科研費・厚生科研費～30億円；

寄附金～18億円；共同研究・受託研究等～16億円）

間接経費は、52.5%を本部に、残りの半分は実施部局と

研究者周辺の整備に

3) 本部：20億円（環境整備、施設整備等、諸経費込み）

⇒先端的・特徴的（ユニーク）な研究・教育には、人的にも予算的にも資源の重点配分が不可欠になる（次の先端的研究の育成：拠点研究を形成）

○ 改革の推進のためには重点配分が不可欠になっている

1) 強み・特色に応じた教育研究組織の見直しを行う大学を評価する必要

ミッション再定義（強みの強化）／独自の視点による特色の形成：

==> 不断の見直しが進められている

この評価が無ければ、改革・改変等は進まない（改革のための投資が必要）

2) 優れた（特徴ある）取り組みを行う大学を評価する必要

例) 若手教員の育成： 若手の海外派遣

多様性(Diversity) の強化：

女性教員・女子学生のための

教育／研究環境整備（くるみんマーク取得）

外国人教職員：外国人家族のための教育環境・施設の整備／

ハラルの食材 などなど

高大連携：本格的な連携が必要（高校の教員と共に変わるか？）

学生の海外派遣：多様な学期制をはじめとする環境の整備

など、特徴ある取り組みに対する評価が必要

3) 一方で、基盤的な経費と複数年（中長期的な：中期目標計画期間中）の財政

的な裏付けのある交付金の確保による改革の支援が必要

一律の削減ではなく、改革に基づく配分割合の増加、自己収入の財源化や

寄附税制の改革による収入増を可能に

○ 地域イノベーションの核となる大学への支援が必要

1) 先端的な科学・技術への戦略的な支援が不可欠： 対外国への意識が必要

新技術は、我が国の支援が得られない場合には流出の可能性有り

==> 狙われていることも認識する必要がある！！

2) イノベーションに繋げる人材の育成：目利き人材（我が国には、充分に育っていない。特に地方には、その人材が少ない） ==> 発掘と育成の必要

あ) 大学の教員／企業／行政の中から発掘・育成

い) 実社会の要請を議論する中でイノベーションに繋がる取り組みが発生

う) 教育課程の改変（新しい組織を立ち上げながら）によって人材育成

3) 人件費： 人材交流の上で不可欠：（地元）企業や研究機関等との

クロスアポイントが進みつつある（ルールの整備が必要）

4) 研究費の投入：将来性ある研究や研究の継続性に向けた支援 など

=>本学では、いずれも、試行的・戦略的に進めているが、限界もある

（有力な地元企業が少ない など）

以上